

毎週火、金曜日発行(但休日に当るとときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目

次

◇規則
◇告示

鳥取県手数料徴収規則の一部改正
肥料の登録

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手
数料条例に基く使用料の減額

◇人委規則
◇教委規則

職員の任用に関する規則の一部改正
校舎主任設置規則の一部改正

◇教委告示

県立高等学校の設置
昭和二十八年二月鳥取県教委告示第七号の一
部改正

◇公告

毒物劇物取扱者試験合格者
第九号の一部改正

定例教育委員会の招集

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県規則第七十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第
三十七号)の一部を次のように改正する。
別表第三十六号の次に次の八号を加える。

三十六の二 准看護婦試験手数料

三十六の三 准看護婦試験合格証明書交付手数料

三十六の四 准看護婦免許手数料

三十六の五 准看護婦免許証書換手数料

三十六の六 准看護婦業務從事証交付手数料

三十六の八 准看護婦業務從事証書換手数料

三十六の九 准看護婦業務從事証再交付手数料

この規則は、公布の日から施行する。

規則

附則

人事委員会規則

公布する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県人事委員会委員長 中本賞藏

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

校舎主任設置規則の一部を改正する規則
規則第三号の一部を次のように改正する。
第一項中第二号及び第三号を削る。

2 前項の任務を遂行するため校舎主任は教頭及び主事と連絡を密にしなければならない。

第五条中「四以上ある場合」を「三以上ある場合」に、「三の職」を「二の職」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十一月一日から適用する。

教育委員会規則

教育委員会告示

校舎主任設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県告示第四百九十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の

告 示

規定により次の肥料を登録した。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百九十五号

含有する成分の最少量(%) 窒素全量 水分全量 加里全量

住 生 產 業 者 名

鳥取県 七、〇胡麻油粕粉末 七、〇 二、〇 一、〇

二〇四

八、〇蚕蛹油かす 八、〇 一、〇

二〇五

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二〇六

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二〇七

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二〇八

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二〇九

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二一〇

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二一一

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

二一二

五、三菜種油粕 五、三 二、〇 一、〇

鳥取県教育委員会告示第三十五号

昭和二十八年十一月一日から次のように県立高等学校を

設置する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会

新設高等学校名

位

置

県立法勝寺農業高等学校

西伯郡法勝寺村法勝寺と

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会告示第三十六号

昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第七号(県立高等学校の校名、位置及び課程について)の一部を次のよう

うに改正し、昭和二十八年十一月一日から適用する。

県立境水産高等学校
上道村山中二〇六
かまえ地内

四番地

鳥取県教育委員会告示第七号(県立高等学校の校名、位置及び課程について)の一部を次のよう

に改め

米子市長砂町一八八番地

西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内

を

全日制	商業科
定時制	農業別科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡法勝寺村とかまえ地内	西伯郡余子村竹内五五五番地

米子市長砂町一八八番地

西伯郡法勝寺村法勝寺とかまえ地内

を

全日制	商業科
定時制	農業別科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡法勝寺村とかまえ地内	西伯郡上道村山中二〇六四番地

西伯郡余子村竹内五五五番地

西伯郡上道村山中二〇六四番地

に改め

米子南高等学校の次に次のように加える。

法勝寺農業高等	農業科
全日制	農業科
定時制	農業科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡法勝寺村とかまえ地内	西伯郡法勝寺村とかまえ地内

境高等学校	全日制
定時制	農業科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡境町東本町二番地	西伯郡境町東本町二番地
西伯郡上道村山中二〇六四番地	西伯郡上道村山中二〇六四番地

境高等学校	全日制
定時制	農業科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡境町東本町二番地	西伯郡境町東本町二番地
西伯郡上道村山中二〇六四番地	西伯郡上道村山中二〇六四番地

境高等学校	全日制
定時制	農業科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡境町東本町二番地	西伯郡境町東本町二番地
西伯郡上道村山中二〇六四番地	西伯郡上道村山中二〇六四番地

境高等学校の次に次のように加える。

に改め

境水産高等学校	全日制
定時制	農業科
農業科	農業科
農村家庭課程	農村家庭課程
西伯郡上道村山中二〇六四番地	西伯郡上道村山中二〇六四番地

境水産高等学校	水産科
製造課程	漁撈課程
無電別科	普通課程
西伯郡上道村山中二〇六四番地	西伯郡上道村山中二〇六四番地

農業用(二十五名)	
一 草刈英樹	一五 鉄井重徳
二 中村義之	一六 西口俊男
三 井原利春	一七 森本照志
四 田口正義	一八 木島茂
五 遠藤薰	一九 広戸盛隆
六 熊中信行	二一 小林通敏
七 竹中也	二二 山本義一
八 千福岡	二三 村山幸好

鳥取県教育委員会告示第三十七号
昭和二十八年二月鳥取県教育委員会告示第九号(県立高等学校の通学区について)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員会

四 実業科(中学区)中「米子南高農業課程」を「米子南高商業課程」に改め、米子工高の次に次のように加える。

五 実業科(全県一区)中「境高」を「境水産高」に改める。

法勝寺農高 農業課程 農村家庭課程

実業科(全県一区)中「境高」を「境水產高」に改める。

鳥取県教育委員会告示第三十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十八年十一月六日

鳥取県教育委員長 伊佐田甚藏

昭和二十八年十一月六日
毒物劇物取扱者試験合格者
一般用(二十五名)

番号	受験氏名	番号	受験氏名
一	遠藤泰成	五	米田勝嘉
二	龜山吉照	六	高木利文
三	田中靜恵	七	新納千枝
四	瀬戸基弘	八	村上正五郎

一日時 十一月九日午後一時
二 場所 県教育委員会々議室
三 議題 委員長副委員長の互選について